

## 災害時における緊急物資輸送及び物資配送拠点の運営に関する協定

高森町（以下「甲」という。）と株式会社丸伝運送（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救援物資の避難所等への配送及び物資配送等拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、避難所等に救援物資の配送等を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。

### （協力業務の内容）

第 2 条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項について、要請することができる。

- (1) 甲の管理する施設及び甲が指定した物資配送等拠点から避難所等への救援物資の配送
- (2) 甲の管理する施設及び甲が指定した物資配送等拠点の運営
- (3) 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸借
- (4) 物資配送等拠点の運営に必要な資機材の提供
- (5) その他甲の要請により乙が応じられる事項

### （協力業務の要請）

第 3 条 前条各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）の要請は、要請書（様式第 1 号）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援協力を要請し、後日要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な範囲で協力業務を行うよう務めるものとする。

### （報告）

第 4 条 乙は、協力業務を行ったときは、終了報告書（様式第 2 号）をもって甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第 5 条 甲は、前条の規定により乙の報告があったときは、甲の要請事項に相違ないことを確認のうえ、甲の要請に基づき乙の行った協力業務に要した経費について負担するものとする。

2 前項に規定する経費の金額は、災害の発生直前における市場の適正な価格、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準等により、甲及び乙が協議して決定するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙の指定する支払い先に速やかに支払わなければならない。

### （事故報告）

第 6 条 乙は、要請された協力業務の遂行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかに報告するものとする。

(使用者及び第三者に対する責任等)

第7条 乙は、要請された協力業務の遂行に際し、乙の責に帰する理由により、使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、この協力業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、高森町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年4月5日条例第9号)に定めるところにより、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡調整等)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を図るものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で甲が実施する訓練に参加するものとする。

(災害時の情報提供)

第10条 甲及び乙は、それぞれに知り得た災害に関する情報を相互に提供するよう努めるものとする。

(有効期限等)

第11条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも協定終了する申し出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年3月10日

(甲) 下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1

高 森 町 長 壬 生 照 玄

(乙) 下伊那郡高森町下市田 3058 番地

株式会社丸伝運送

代表取締役社長 曲淵 義明